

第1章 はじめに

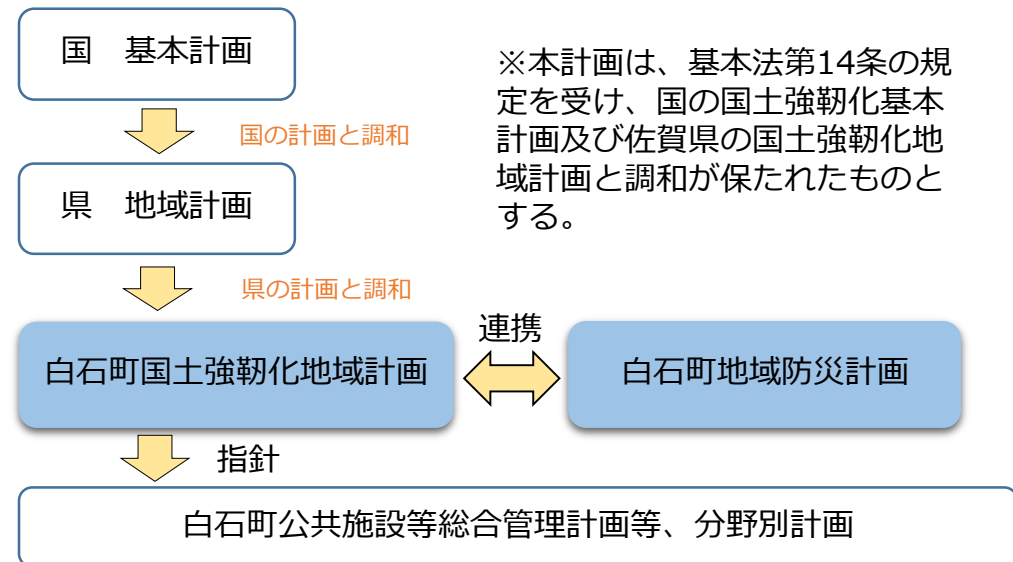
1 背景・目的

近年見られる集中豪雨の多発化、地震等による災害発生リスクの高まりから、本町においても大規模自然災害等に平時から備え、「強さ」と「しなやかさ」を持った安全・安心な町土・地域・経済社会を構築するため、本町における国土強靱化に関する施策の総合的、計画的な推進を図るために策定する。

《根拠法》

「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（以下、「基本法」という。）」第13条に基づく「国土強靱化地域計画」として策定する。

2 本計画の位置づけ・国県計画との調和



3 地域防災計画との関係

	国土強靱化地域計画	地域防災計画
検討アプローチ	自然災害全般	災害の種類ごと（大規模事故等含む）
対象フェーズ	災害発生前	災害発生前・災害発生時・発生後
施策の設定方法	最悪の事態（人命保護や被害最小化など）を回避する施策に特化	予防・応急・復旧などの具体的対策

4 計画期間

本計画は、令和2年度を初年度とする令和6年度までの5年間を計画期間とする。

ただし、計画期間中においても、社会情勢の変化等を踏まえ必要に応じて見直しを行う。

第2章 想定するリスク

1 本町の特徴

国土強靱化に関する施策を検討するに当たっては、本町が有する地勢・地質、気象等の特徴を踏まえておく必要があると考えられることから、次の項目について整理する。

- (1) 位置・面積等 (2) 地勢・地質 (3) 海岸 (4) 河川
- (5) 低平地 (6) 活断層 (7) 気候

2 過去の災害被害

国土強靱化に関する施策を検討するに当たっては、過去に実際に起きた災害を基に、今後起きうる災害を想定しておくことが重要であることから、過去に本町で起きた主な災害被害について整理する。

- (1) 大雨 (2) 台風 (3) 高潮 (4) 地すべり等
- (5) 竜巻 (6) 地震 (7) 津波

3 計画において想定するリスク

整理した本町の特徴や過去の災害被害を踏まえ、本計画の対象とするリスクについては、下記に係る大規模自然災害全般とする。

なお、単独で発生だけでなく、同時あるいは連続し、複合災害として発生することで、より甚大な被害をもたらす可能性があることにも留意する必要がある。

- (1) 豪雨・大雨（大雨） (2) 台風 (3) 高潮
- (4) 地すべり等 (5) 竜巻 (6) 地震 (7) 津波

第3章 地域計画策定の基本的な考え方

1 基本理念

国土強靱化を推進する上で、国の国土強靱化基本計画（以下、「基本計画」という。）が掲げる基本目標は、普遍的なものと考えられることから、本計画においても基本計画の基本目標を準用し、次の4つの基本理念として設定する。

- (1) 人命の保護が最大限図られること**
- (2) 町及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること**
- (3) 町民の財産及び公共施設に係る被害の最小化**
- (4) 迅速な復旧復興**

2 基本目標

国の基本計画、県の地域計画と調和を図りつつ、8つの「事前に備えるべき目標」を設定する。

- ① 人命の保護が最大限図られること
- ② 救助・救急、医療活動等が迅速に行われること
（それがなされない場合の必要な対応を含む）
- ③ 必要不可欠な行政機能は確保すること
- ④ 必要不可欠な情報通信機能は確保すること
- ⑤ 経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせないこと
- ⑥ 生活・経済活動に必要な最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図ること
- ⑦ 制御不能な二次災害を発生させないこと
- ⑧ 地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備すること

第4章 脆弱性評価

1 脆弱性評価の考え方

基本法では、国土強靱化に関する施策を策定及び実施するに当たって「大規模自然災害等に対する脆弱性の評価（脆弱性評価）を行うこと」と規定されており（第9条第5号）、また、国の基本計画の策定及び変更は、「脆弱性評価を行い、その結果に基づき」行う旨を規定している（第17条第1号）。

このため、本計画策定に当たっても、脆弱性評価を実施する。

2 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）

国及び県の計画との調和を図りつつ、本町の地域特性や想定したリスク等を踏まえ、「事前に備えるべき目標」の達成を阻害する23のリスクシナリオを設定する。

※計画15ページ参照

3 施策分野

国及び県の計画との調和を図りつつ、県の行政組織との整合性も勘案し、次の4つの施策分野を設定する。

1. 行政機能／消防
2. 都市・インフラ
3. 町民生活
4. 産業経済

4・5 現状分析・評価・評価結果の総括

脆弱性評価の結果として抽出された、課題等について整理する。

※計画17～30ページ参照

第5章 強靱化の推進方針

1 施策分野ごとの推進方針

脆弱性評価の結果に基づき、リスクシナリオを回避するために必要な施策分野として第3章において設定した4つの施策分野において今後必要となる施策を検討し、推進方針を定める。

※計画31～52ページ参照

第6章 計画の進捗と進捗管理

1 施策分野ごとの推進方針

本計画の進行管理は、PDCAサイクルにより行うこととし、指標や各取組の進捗状況を踏まえながら検証を行い、必要に応じて計画の見直しを図る。

資料編 施策分野「都市・インフラ」における個別事業一覧

R2年度に国土交通省と農林水産省（土木分野のみ）の補助金等を利用する場合、地域計画に事業名や事業概要等を掲載する必要があることから、資料編として事業一覧を掲載している。なお、事業一覧の国県の事業については、県計画の本町関係分を抜粋している。

※計画資料編参照